

令和7年度 上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金

自主的に再エネ・省エネ活動に取り組む皆さんに予算の範囲内で再エネ・省エネ対策推進奨励金を交付します。

申請期間 令和7年5月1日(木)～令和8年3月31日(火)※ 必着

受付時間：平日 8:30から17:00まで ※奨励金残額は上尾市ホームページで確認できます。

交付要件

- ①令和7年4月1日以降に購入・設置し、令和8年3月31日までに申請手続きが完了すること
- ②交付対象となる奨励金対象活動に関して、自作、中古品でないこと



対象者

- 【個人】上尾市内に住所を有し、かつ居住し、実際に購入した者
- 【法人】上尾市内に事業所を有する法人または市内で事業を営む個人で、市内の事業所に購入・設置した者
- ※いずれも奨励金申請時に、市税（市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税）を滞納していない者

対象機器 ※1機器につき1回かつ、1世帯（法人）3つ まで申請可能	
太陽光発電システム	上限：9万円 ※2万円／kW
家庭用蓄電池システム ※太陽光パネルの設置が条件 ※容易に持ち運びができるものを除く	上限：5万円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	上限：5万円
ハイブリッド給湯機	上限：3万円
太陽光自家消費促進型給湯機（おひさまエコキュート） ※太陽光パネルの設置が条件	上限：5万円
電気自動車EV（★）	上限：5万円
燃料電池自動車FCV（★）	上限：30万円
電動バイク（★） ※原動機付自転車は型式認定を取得しているもの ※電動キックボードは対象外	上限：1万円
普通充電設備（★）	上限：5万円
V2H充放電設備（★）	上限：5万円

（★）：法人・個人事業主も申請が可能

申請の流れ ※**先着順**で受付をします。

①購入設置後に
申請

環境政策課ゼロカーボン推進室の窓口
に直接 または 郵送で申請してください。

②交付決定通知書
を送付

申請書受理から1～2週間で、書類を
ご自宅に送付します。

③奨励金振込

交付決定後3～4週間で、指定された
口座に振り込みます。
振込通知は行わないため、通帳を記帳
するなどしてご確認ください。



【共通】

- ①「上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付申請書兼請求書（第1号様式）」
※交付金額は、購入・設置に要する費用の2分の1または上限額のどちらか低い額
- ②領収書のコピー
※領収書は、但し書きに対象機器の費用が記載されているもの、または費用の内訳書を添付してください。
※内訳書がない場合やローン支払いで領収書がない場合は、「販売証明書」を販売業者に作成いただきご提出ください。
- ③機器ごとに必要な書類

【個人】

- ④「市税に未納がない証明書※1」または「令和6年度の納税証明書 市県民税（個人）※2」
※各証明書が発行できない場合
・非課税の方⇒「令和6年度の方非課税証明書※2」
・令和7年1月1日以降の転入で、上尾市に課税がない方⇒「住民票※2」

証明書、住民票の写しはいずれも
申請日から3ヶ月以内に取得したもので
コピー不可

【法人】

- ④「法人市民税に未納がない証明書※3」
- ⑤「法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※4」
- ⑥「事業証明書（法人）※1」

【個人事業主】

- ④「市税に未納がない証明書※1」または「令和6年度の納税証明書 市県民税（個人）※2」
- ⑤「令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」の第一表のコピー ※業種と屋号を確認します。

【代理申請の場合】

- ▶「委任状」（同居家族以外の代行申請の場合）
- ▶「名刺」（業者による代行申請の場合）

- ※1 本庁舎1階 証明書発行センターで取得
- ※2 本庁舎1階 証明書発行センターまたは支所・出張所で取得
- ※3 本庁舎2階 納税課で取得
- ※4 法務局で取得

③機器ごとに必要な書類 ※詳しくは、市ホームページのQ&Aをご覧ください。

太陽光発電システム	●設備出力が分かるもの ●設置状況が分かる写真（モジュール 1枚、パワーコンディショナー 1枚）
家庭用蓄電池システム	●正規の保証書のコピー※5 ●設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの 1枚、機器全体 1枚） ●太陽光発電設備が設置されていること分かるもの
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	●正規の保証書のコピー※5 ●設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの 1枚、機器全体 1枚）
ハイブリッド給湯機	●正規の保証書のコピー※5 ●設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの 1枚、機器全体 1枚）
太陽光自家消費促進型給湯機（おひさまエコキュート）	●正規の保証書のコピー※5 ●設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの 1枚、機器全体 1枚）
電気自動車EV / 燃料電池自動車FCV	●自動車検査証のコピー ●自動車検査証記録事項のコピー
電動バイク	●正規の保証書のコピー※5 ●標識交付証明書のコピー または 軽自動車届出済証のコピー
普通充電設備 / V2H充放電設備	●正規の保証書のコピー※5 ●設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの 1枚、機器全体 1枚）

※注意事項※

- ① **先着順**で受付をします。
- ② 申請期間中でも、申請額が予算に達した時点で受付を終了します。
- ③ 申請書類に不備があった場合、お預かりや仮予約等は行っておりません。
- ④ 郵送による申請は申請書類に不備があった場合、返送いたします。
- ⑤ 本奨励金は予告なく変更する場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※5 「機器等の仕様及び規格が判別できる書類のコピー」でも可

詳細はこちら

